

鹿 児 島 県 公 報

平成22年3月5日（金）第2578号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告

示

- 土地改良区の役員の退任の届出（2件）（農地整備課取扱い） 1
- 土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（林務水産課取扱い） 2
- 保安林の指定施業要件の変更（森林整備課取扱い） 2
- 漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 2
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 3
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 3
- 市街地再開発組合の事業計画の変更の認可（建築課取扱い） 4
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大島支庁取扱い） 4
- 一般競争入札公告（水産振興課取扱い） 4
- 平成22年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告（建築課取扱い） 6
- 一般競争入札公告（4件）（庁舎管理課取扱い） 9
- （かごしま県民交流センター取扱い） 11
- （県立始良病院取扱い） 14

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 16
- 鹿児島県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則（※）（相談広報課取扱い） 17

内水面漁場管理委員会公表

- 第5種共同漁業権に基づく平成22年の増殖目標数量等の公表（内水面漁場管理委員会取扱い） 17

告 示

鹿児島県告示第217号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南薩土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成22年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所

理事 田原 迫 要 指宿市大牟礼三丁目18番3号

鹿児島県告示第218号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長島町鷹巣土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成22年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所

理事 宮路 和行 出水郡長島町鷹巣2929番地3

鹿児島県告示第219号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成22年2月19日付けで蒲生土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第220号

奄美市笠利町大字喜瀬29番地 柗田謙夫及び奄美市笠利町大字用5番地2 松山信一からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成22年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 奄美市笠利町区域（奄美市笠利町の地区）
- 2 区分 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第221号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

霧島市牧園町万膳字黒丸1381番1、1381番9から1381番13まで、字黒園1421番2から1421番12まで、1421番14から1421番24まで、1421番26、字下黒丸1431番1から1431番3まで、1431番5から1431番15まで、1431番17、字佐賀利山1449番、1450番1、1450番3、字千迫1503番1、字稲ノ段1504番3、字内ノ野1505番1、1505番8から1505番14まで、字堅山1514番1、1514番3、1514番5から1514番7まで、1514番15、字上水堀迫1542番8、字水堀迫1556番1、1556番2、1556番6、1556番8、1556番22から1556番30まで、字湯ノ迫1567番1、1567番3から1567番11まで、字黒園下1598番1、1598番2、字穂出坂1750番1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第222号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鹿屋加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成22年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成22年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	269号	曾於市大隅町月野字下前田 2910番地先から同市大隅町 月野字持留2859番1地先ま で	前 後	19.0～39.6 18.8～39.6	180.0 180.0
		曾於市大隅町月野字持留 2859番1地先から2848番1 地先まで	前 後	11.6～60.0 13.0～60.0	245.0 245.0
県道	脇本荘線	阿久根市脇本字荒田2625番 地先から同市脇本字ヒシヤ コ13349番3地先まで	前	4.5～14.0	507.0
			前	11.0～30.5	490.0
			後	4.5～14.0	507.0
			後	11.0～28.0	490.0
	荒崎黒之浜港 線	出水市高尾野町江内字赤岩 5869番7地先から同市高尾 野町江内字肥後谷5613番1 地先まで	前	3.5～14.0	1,260.8
			後	3.5～14.0	1,260.8
			後	9.0～75.0	1,077.7
	志柄宮ヶ原福 山線	曾於市大隅町須田木字中段 1636番1地先から1635番4 地先まで	前	5.2～5.8	20.0
			後	5.2～13.6	20.0
	末吉財部線	曾於市財部町南俣字阿セリ ノ上2265番1地先から同市 財部町南俣字中崎1271番1 地先まで	前	7.0～21.8	811.8
			前	9.0～51.0	688.0
			後	7.0～21.8	811.8
			後	9.0～60.0	688.0
	光神山諏訪方 線	曾於市末吉町諏訪方字中原 北8794番2地先から同市末 吉町諏訪方字田村8553番1 地先まで	前	7.8～12.5	384.8
			後	14.0～23.5	382.4

鹿児島県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成22年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道	269号	曾於市大隅町月野字下前田2910番地先から同市大隅 町月野字持留2859番1地先まで	平成22年 3月5日
		曾於市大隅町月野字持留2859番1地先から2848番1	

県道	脇本荘線	地先まで 阿久根市脇本字荒田2625番地先から同市脇本字荒田口2545番2地先まで
	荒崎黒之浜港線	出水市高尾野町江内字木屋太郎5632番4地先から5654番1地先まで
		出水市高尾野町江内字木屋太郎5634番8地先から同市高尾野町江内字肥後谷5613番1地先まで
	志柄宮ヶ原福山線	曾於市大隅町須田木字中段1636番1地先から1635番4地先まで
	末吉財部線	曾於市財部町南俣字阿セリノ上2265番1地先から同市財部町南俣字中崎1285番7地先まで
	光神山諏訪方線	曾於市末吉町諏訪方字中原北8760番1地先から同市末吉町諏訪方字田村8553番1地先まで

鹿児島県告示第225号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により，市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 3 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 組合の名称
中央町22番街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
 - (1) 変更前
平成20年 1 月 9 日から平成22年 1 月31日まで
 - (2) 変更後
平成20年 1 月 9 日から平成22年12月31日まで
- 3 施行地区
鹿児島市中央町22番1から22番15まで
- 4 事務所の所在地
鹿児島市中央町20番地2
- 5 設立認可の年月日
平成20年 1 月 9 日
- 6 変更の認可の年月日
平成22年 2 月25日

大島支庁告示第1号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成22年 3 月 5 日

大島支庁長 元山義和

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護サービス千羽鶴	奄美市名瀬伊津部町23番20号	有限会社山下グループ	奄美市名瀬伊津部町23番20号	山下 征子	平成22年 1 月 4 日	居宅介護・重度訪問介護

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、船舶の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成22年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する物件

船舶

種 別	汽船（第3種漁船）
船 質	鋼
従前の用途	漁業指導取締船
総 ト ン 数	189トン
主機関出力	ジーゼル 1,500馬力×2基
進 水 年 月	平成元年7月
船舶検査証書有効期間	平成24年8月4日まで
主 要 設 備	G P S 航法装置（平成元年8月購入）

2 入札に付する物件の案内

- (1) 入札に付する物件（以下「入札物件」という。）は、平成22年3月15日（月）から鹿児島港中央港区（旧南港区）岸壁に係留するので、現況をできるだけ調査の上、入札に参加すること。
- (2) 入札物件の船内への案内の期日及び時間は、平成22年3月15日（月）及び同月16日（火）のそれぞれ午前9時から午後5時までとする。
- (3) 入札物件について説明を受けたい者は、鹿児島県林務水産部水産振興課漁業監理係（電話099-286-3439）へ問い合わせること。

3 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

4 入札の方法等

- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）による。
- (2) 入札に参加しようとする者は、平成22年3月25日（木）午後5時までに、次の部局に入札参加申込みをしなければならない。
鹿児島県林務水産部水産振興課漁業監理係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時	平成22年3月26日（金）午前10時
イ 場所	鹿児島県庁（行政庁舎13階）漁業調整委員会室 鹿児島市鴨池新町10番1号

5 入札説明書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 平成22年3月5日（金）から同月25日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 交付場所 鹿児島県林務水産部水産振興課漁業監理係（行政庁舎13階）
鹿児島市鴨池新町10番1号

6 契約条項を示す期間及び場所

5の(1)及び(2)に同じ。

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める方法により、入札当日の入札執行前に見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- (1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出した

とき。

- (2) 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加申込みをしていない者の入札
- (3) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) 送付、電報又は電送の方法による入札

9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、鹿児島県林務水産部水産振興課漁業監理係に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、入札説明書に定める方法により、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

- (1) 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - (2) 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び問い合わせ先

鹿児島県林務水産部水産振興課漁業監理係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3439

.....

平成22年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成22年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成22年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の期日及び場所

(1) 二級建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	平成22年7月4日 (日) 午前10時から午後5時10分まで	(1) 鹿児島試験場 鹿児島大学(鹿児島市郡元一丁目21番40号) (2) 奄美試験場 奄美会館(奄美市名瀬永田町18番6号)
設計製図の試験	平成22年9月12日 (日) 午前11時30分から午後4時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学(鹿児島市郡元一丁目21番40号)

(2) 木造建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	平成22年7月25日 (日) 午前10時から午後5時10分まで	鹿児島試験場 鹿児島県市町村自治会館(鹿児島市鴨池新町7番4号)
設計製図の試験	平成22年10月10日 (日) 午前11時30分から午後4時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学(鹿児島市郡元一丁目21番40号)

2 受験資格

建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 試験科目

- (ア) 建築計画
- (イ) 建築法規
- (ウ) 建築構造
- (エ) 建築施工

イ 試験の免除

次の表の左欄に掲げる者については、その者の申請により、それぞれ同表の右欄に掲げる学科の試験を免除する。

平成20年又は平成21年に都道府県知事が実施した二級建築士試験の学科の試験に合格した者	二級建築士試験の学科の試験
平成20年又は平成21年に都道府県知事が実施した木造建築士試験の学科の試験に合格した者	木造建築士試験の学科の試験

(2) 設計製図の試験

ア 対象者

学科の試験に合格した者及び学科の試験を免除された者

イ 試験の課題

平成22年6月9日（水）ごろから鹿児島県庁（行政庁舎15階）掲示板並びに社団法人鹿児島県建築士会の本部及び各支部に掲示するとともに、学科の試験の日に各試験場に掲示する。

4 受験手数料

16,900円

5 受験手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

イ 受験申込受付期間及び時間

平成22年4月1日（木）午前10時から同月7日（水）午後4時までとする。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 提出書類等

(㏽) 受験申込書

(㏽) 建築士法施行細則（昭和25年鹿児島県規則第116号）第13条第1項第1号及び第2号に掲げる書類

(㏽) 写真（受験申込み前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）2枚

(㏽) 学科の試験の免除を申請しようとする者にあつては、学科の試験に合格したことを証する書面

イ 提出書類等の提出先及び受付期間

財団法人建築技術教育普及センター

(㏽) 郵便番号 892-0838 鹿児島市新屋敷町16番鹿児島県住宅供給公社ビル326号 社団法人鹿児島県建築士会内 電話番号 099-222-2005

平成22年4月12日（月）から同月16日（金）までのそれぞれの日の午前10時から午後4時までとする。

(㏽) 郵便番号 894-0023 奄美市名瀬永田町18番6号奄美会館2階 社団法人鹿児島県建築士会大島支部内 電話番号 0997-53-3898

平成22年4月12日（月）及び同月13日（火）のそれぞれの日の午前10時から午後4時までとする。

ウ 提出書類等の提出方法

提出書類等は、イの提出先に直接提出すること。ただし、離島その他の遠隔地に居住するため直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合で、遠隔地に居住することを証明する住民票の写し又は直接提出できない旨を証明した勤務先の証明書を添付した場合に限り、郵送により提出することができる。この場合においては、必ず書留速達とし、所要の郵便切手をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封すること。

なお、郵送の場合は、イの受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

6 受付場所における受験申込みに必要な受験申込書の用紙の交付

受験申込書の用紙は、社団法人鹿児島県建築士会の本部及び各支部において、平成22年4月5日（月）から同月16日（金）まで交付する。

なお、前記の期間内に県の各地域振興局（大隅地域振興局を除く。以下同じ。）においても交付するが、交付場所については、同期間内に県の各地域振興局に問い合わせること。

7 合格者の発表等

(1) 学科の試験の合格者の発表

二級建築士試験は平成22年8月24日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年9月7日（火）（予定）に、鹿児島県庁（行政庁舎15階）掲示板に掲示するなどして発表する。

(2) 最終合格者の発表

平成22年12月2日（木）（予定）に、鹿児島県庁（行政庁舎15階）掲示板に掲示するなどして発表する。

(3) 合格者等への通知

合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

8 その他

(1) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

(2) 試験についての照会は、財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話 092-471-6310）又は社団法人鹿児島県建築士会（電話 099-222-2005）に対して行うこと。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成22年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
建築物の清掃サービス（鹿児島県行政庁舎の清掃業務） 一式
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所
鹿児島県行政庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格（A級の格付けに限る。）を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）で、本県内に本社を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (4) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあつては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (5) 業務開始時において、緊急事態が発生した場合、職員の連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる体制であると認められる者であること。
- (6) 清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、当該業務に2年以上の経験を有する作業員を6人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (7) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められる者であること。
- (8) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 平成22年3月26日午後1時30分
- イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）1-A-1会議室
鹿児島市鴨池新町10番1号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

㏍ 交付場所 鹿児島県出納局庁舎管理課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号

(イ) 交付期限 平成22年3月18日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

鹿児島県出納局庁舎管理課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3798

11 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成22年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成22年4月1日に確定する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成22年3月5日

かごしま県民交流センター副館長 川野拓郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

建築物の清掃サービス（かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地等の清掃業務）

(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所

かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地等

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格（A級の格付けに限る。）を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号、第8号又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第6号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。

(4) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあつては、営業再開後2年を経過している者であること。

(5) 業務開始時において、所要の責任者及び清掃作業従事者の確保並びに機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

(6) 本県内に本社を有する者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成22年3月25日午前10時

イ 場所 かごしま県民交流センター4階大研修室第4
鹿児島市山下町14番50号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

㊦ 交付場所 かごしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町14番50号

㊧ 交付期限 平成22年3月17日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3 の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

電話番号 099-221-6602

11 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成22年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成22年4月1日に確定する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次

のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成22年3月5日

かごしま県民交流センター副館長 川野拓郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
かごしま県民交流センター等警備業務委託
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所
かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地内

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受けた者であり、第22条第2項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者、かつ、第42条第2項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者であること。
- (4) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあつては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (5) 業務開始時において、所要の責任者及び警備員従事者の確保並びに機械機器の配備が可能であると認められる者であること。
- (6) 本県内に本社を有する者であること。

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の日時及び場所
ア 日時 平成22年3月25日午前10時50分
イ 場所 かごしま県民交流センター4階大研修室第4
鹿児島市山下町14番50号
- (3) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
（㍿）交付場所 かごしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町14番50号
（㍿）交付期限 平成22年3月17日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説

明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

電話番号 099-221-6602

11 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成22年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成22年4月1日に確定する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成22年3月5日

県立始良病院長 上山健一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

建築物の清掃サービス（県立始良病院の清掃業務）

- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所
県立始良病院

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格（A級の格付けに限る。）を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）で、本県内に本社を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (4) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあつては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (6) 業務開始時において、緊急事態が発生した場合、職員の連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる体制であると認められる者であること。
- (7) 清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、当該業務に2年以上の経験を有する作業員を6人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められるものであること。
- (9) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

- ア 日時 平成22年3月25日午後3時
- イ 場所 県立始良病院第一会議室（2階）

(3) 入札説明書

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
 - (ア) 交付場所 県立始良病院総務課
 - (イ) 交付期限 平成22年3月17日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するとき

は、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格 設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

県立始良病院総務課
始良郡始良町平松6067番地 郵便番号 899-5652
電話番号 0995-65-3138
ファックス番号 0995-65-8044

11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成22年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成22年 4 月 1 日に確定する。

公安委員会規則

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 5 日

鹿児島県公安委員会委員長 岩田泰一

鹿児島県公安委員会規則第 1 号

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則（昭和37年鹿児島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「327人」を「334人」に改め、同条第3号中「52人」を「45人」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

鹿児島県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月5日

鹿児島県公安委員会委員長 岩田泰一

鹿児島県公安委員会規則第2号

鹿児島県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察署協議会に関する規則（平成13年鹿児島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「加治木」を「始良」に改める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

内水面漁場管理委員会公表

第5種共同漁業権に基づく平成22年の増殖目標数量等の公表

水産庁長官通知（平成14年8月6日付け14水管第1745号水産庁長官）により、漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第5項に規定する第5種共同漁業の免許を受けた者の平成22年における水産動植物の増殖目標数量等を次のとおり定めたので公表する。

平成22年3月5日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 四宮明彦

区分 漁業権 免許番号	漁業権者	増殖目標数量等								備 考
		あ ゆ	こ い	ふ な	う な ぎ	や ま め	も く ず が に	お い かわ	て な が え び	
鹿 内 共 第 1 号	広瀬川漁業協 同組合	kg 600	kg 0	kg 10	kg 50	kg 50	kg 120	kg 10	kg 20	1尾は、次 のものを標 準とする。
鹿 内 共 第 2 号	高尾野内水面 漁業協同組合	150	0		40		50			あゆ
鹿 内 共 第 3 号	高松川漁業協 同組合	70	0		60		100			5グラム
鹿 内 共 第 4 号	川内川漁業協 同組合	280	0	80	100		220			ふな
	川内市内水面 漁業協同組合	60	0	150	200		200			10グラム
鹿 内 共 第 5 号	川内川漁業協 同組合	20	0	20	3					うなぎ
	川内市内水面 漁業協同組合	20	0	30	10					10グラム
	川内川上流漁 業協同組合	100	0	50	50					ただし、 成鰻を放流 する場合は 増殖目標数 量の3倍を 目安とする。
鹿 内 共 第 6 号	川内川上流漁 業協同組合	300	0	50	150			100		
鹿 内 共 第 8 号	川辺広瀬川漁 業協同組合	80	0		40		250		20	やまめ 5グラム

鹿 内 共 第 9 号	甲突川漁業協 同組合	180	0		20		250			もくずがに 甲幅3セ ンチメート ル
鹿 内 共 第 10 号	思川漁業協同 組合	30	0		20		30			
鹿 内 共 第 11 号	別府川漁業協 同組合	130	0		30					
鹿 内 共 第 12 号	網掛川漁業協 同組合	230	0		30					おいかわ 体長5セ ンチメート ル
鹿 内 共 第 13 号	日当山天降川 漁業協同組合	400	0	0	30					てながえび 5グラム
	松永漁業協同 組合	400	0	50	40					
	天降川漁業協 同組合	150	0	30	50					
	手籠川漁業協 同組合	30	0	30	20					
鹿 内 共 第 14 号	検校川漁業協 同組合	300			20		50			
鹿 内 共 第 15 号	安楽川漁業協 同組合	200	0		30		100			
鹿 内 共 第 16 号	末吉町内水面 漁業協同組合		0	30	30					